

気仙沼・室根・南三陸圏域流域治水協議会 規約

（名称）

第1条 この協議会は、気仙沼・室根・南三陸圏域流域治水協議会（以下「協議会」）と称する。

- 2 気仙沼・室根・南三陸圏域とは、青野沢川・只越川・鹿折川・大川水系・面瀬川・沖ノ田川・津谷川水系・港川・稲淵川・伊里前川・桜川・新井田川・八幡川・水尻川・折立川水系・水戸辺川・長清水川の二級河川を対象とする。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、気仙沼・室根・南三陸圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。また、別表1のアドバイザーの出席を求めることができる。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水対策の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 気仙沼・室根・南三陸圏域で行う流域治水の全体像の共有と検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

4. その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則公開とする。ただし、実施内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 協議会及び幹事会の事務局は、宮城県土木部河川課・宮城県土木部気仙沼土木事務所・岩手県土木整備部河川課・岩手県南広域振興局土木部千厩土木センターで行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年 2月26日から施行する。

本規約は、令和3年 5月27日改定

本規約は、令和5年 5月25日改定

本規約は、令和6年 5月31日改定

本規約は、令和7年 5月30日改定

本規約は、令和8年 5月29日改定

別表 1

(構成員) 気仙沼市長

南三陸町長

一関市長

気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター東北北海道整備局長

宮城県 復興・危機管理部長

宮城県 農政部長

宮城県 水産林政部長

宮城県 土木部長

宮城県 経済商工観光部 気仙沼地方振興事務所長

宮城県 土木部 気仙沼土木事務所長

岩手県 県南広域振興局 農政部 一関農林振興センター所長

岩手県 県南広域振興局 農政部 一関農村整備センター所長

岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター所長

(アドバイザー) 国土交通省 東北地方整備局 河川部

(事務局) 宮城県 土木部 河川課

宮城県 土木部 気仙沼土木事務所

岩手県 県土整備部 河川課

岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター

別表 2

(構成員) 気仙沼市 危機管理監兼 総務部 危機管理課長
南三陸町 総務課 危機対策調整監
一関市 建設部 治水河川課長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター東北北海道整備局水源林業務課長
宮城県 復興・危機管理部 防災推進課 総括課長補佐
宮城県 農政部 農村振興課 総括課長補佐
宮城県 水産林政部 森林整備課 技術補佐 (森林土木担当)
宮城県 土木部 河川課 総合治水対策専門監
宮城県 土木部 防災砂防課 技術副参事兼総括技術補佐
宮城県 土木部 都市環境課 総括課長補佐
宮城県 経済商工観光部 気仙沼地方振興事務所 農業・農村振興部長
宮城県 経済商工観光部 気仙沼地方振興事務所 林業振興部長
宮城県 土木部 気仙沼土木事務所 技術副参事兼総括次長
岩手県 県南広域振興局 農政部 一関農林振興センター 森林保全課長
岩手県 県南広域振興局 農政部 一関農村整備センター 農村計画課長
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター 道路河川環境課長

(アドバイザー) 国土交通省 東北地方整備局 河川部

(事務局) 宮城県 土木部 河川課
宮城県 土木部 気仙沼土木事務所
岩手県 県土整備部 河川課
岩手県 県南広域振興局 土木部 千厩土木センター